

後期高齢者医療制度 について

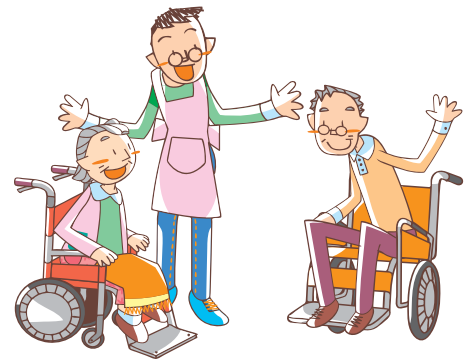
75歳以上の高齢者の方などを対象とした
「後期高齢者医療制度」が、
平成20年4月から施行されています。



被保険者

75 歳以上の方

65 歳から 74 歳で一定の障害がある方
(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)



保険料の納め方

◎月額 1 万 5 千円以上の年金をもらっている方は、次のいずれかの方法により、保険料をお支払いいただきます。

① 2 か月ごとに払われる年金からのお支払い。

※ ただし、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分以上を超える場合、納付書又は口座振替でお支払いいただきます。

② 被保険者ご本人、世帯主、配偶者等の方の口座からの「口座振替」によるお支払い。

※ 市町村の窓口でのお手続きが必要です。

※ 平成 21 年度から、原則として、すべての方が「口座振替」によるお支払いを選択できます。

※ 世帯主、配偶者等の口座からのお支払いに変更した場合、これらの方の社会保険料控除となることによって、世帯としての所得税・住民税は減額となる場合があります。

◎月額 1 万 5 千円未満の年金をもらっている方は、納付書又は口座振替でお支払いいただきます。

医療費の負担



原則として、若い世代よりも軽い1割の負担で、病院などで医療が受けられます。

	病院等での利用者負担
後期高齢者医療制度の被保険者	1割 (注)
若い世代	3割

(注) 若い世代並みに所得のある方は3割

上記による利用者負担の金額が高くなった場合、下記の限度額（月額）を超える額が払い戻されます。

		病院等での利用者負担の限度額
若い世代並みに所得のある方		80,100円+医療費の1% (外来44,400円)
一般的な所得の方		44,400円 (外来12,000円)
低所得の方	Ⅱ (住民税非課税)	24,600円 (外来 8,000円)
	Ⅰ (所得無し)	15,000円 (外来 8,000円)

- (注) ・金額は1月当たりの世帯単位の限度額。外来は1月当たりの個人単位の限度額。
 ・「若い世代並みに所得のある方」は、過去12ヶ月間に3回以上利用者負担が限度額を超えている場合、4回目から限度額が「44,400円」となります。
 ・「低所得の方Ⅰ(所得無し)」は、世帯全員が住民税の課税対象となる各種所得の金額がない方（年金収入のみの方の場合は年金受給額80万円以下）です。

さらに医療保険と介護保険の利用者負担の合計額が高い場合、下記の限度額（年額）を超える額が払い戻されます。

		利用者負担の限度額
若い世代並みに所得のある方		670,000円
一般的な所得の方		560,000円
低所得の方	Ⅱ (住民税非課税)	310,000円
	Ⅰ (所得無し)	190,000円

- (注) ・金額は年間（前年8月から7月末）の世帯単位の限度額。
 ・平成21年度は給付が行われる初年度のため、特例的な取扱いとして、平成20年4月から平成21年7月末までの16ヶ月間の限度額も別途設定されています。

これまでの歩み

昭和48年に老人医療費を無料化しましたが、国保の財政が厳しくなり、昭和58年、老人保健制度ができました。

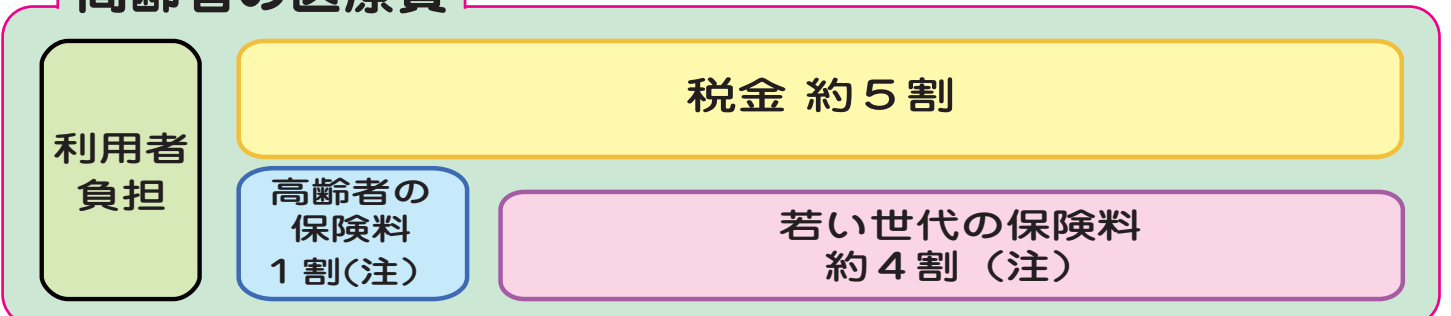
その後、長寿化が進み、若い世代の老人保健制度への支払いが増えていく中で、この仕組みでは、「高齢者と若い世代がどれくらいの割合で費用を負担するのかが明確でなく、納得が得られない」との声が高まりました。

そこで、平成20年4月に後期高齢者医療制度がスタートし、「税金で5割、若い世代の保険料4割、高齢者の保険料1割」という、分かりやすい仕組みとしました。

さらに現在、後期高齢者医療制度に対する国民の方々の御意見を踏まえ、これに代わる新たな制度の検討を進めています。

昭48	昭58	平9	平12	平14	平18	平20	平21
老人医療費の無料化(70歳)	老人保健制度が施行	政府や与党にて	新しい制度の検討を国会で決議	老人保健制度の対象を	医療制度改革法案成立	後期高齢者医療制度がスタート	厚生労働大臣主宰の会議で
	・高齢者の多い国保の運営厳しく	・若い世代(健保組合)の	・新しい制度の検討を開始	・段階的に引上げ(70歳→75歳に(平19)			・新しい制度の検討を開始

高齢者の医療費



(注) 若い世代が減少することを踏まえ、若い世代と高齢者世代の負担の均衡を図り、2年ごとに見直し

後期高齢者医療制度は 新たな制度に移行します

- 多くの国民の方々の御意見を踏まえ、後期高齢者医療制度は廃止することとしています。
- このため、新たな制度の具体的なあり方について検討を行う厚生労働大臣主宰の「高齢者医療制度改革会議」を設置しました。
- 今後、高齢者、関係団体、有識者の方々から幅広い御意見をいただき、平成22年の夏には新たな制度の基本的な骨格を取りまとめることとしています。

後期高齢者医療制度について、分からないこと、困ったことがあれば、まず、お住まいの市区町村の窓口にご相談ください。

- 市区町村の窓口では、保険料の額、支払い方などのお尋ねや、生活にお困りの方の保険料の納付相談などにきめ細かに対応いたします。